

こんなところにとらぶるの芽 (No.17)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします～



定額ファッションレンタルサービス ～注意点を知り賢く利用しよう～

最近では、月額料金を支払うことで普段着などを借りられる「定額ファッションレンタルサービス」が人気です。トラブルを未然に防ぐポイントを知り、賢く楽しくサービスを利用しましょう。

メリットは気軽・手軽に服を借りられること

■気軽に服を借りられ、ファッションの幅を広げられる

定額ファッションレンタルサービス（以下「サービス」といいます。）の多くは、月額料金を支払うことで、普段着などの服を借りることができます。

事業者や契約コースによって、借りられる期間、レンタル可能回数等が異なりますが、気軽に服を試せるため、ファッションの幅を広げられると人気です。



■手間をかけずに手軽にファッションを楽しめる

インターネットで申込み、宅配便などで服を受取・返却するサービスが多く、手軽にレンタルすることができます。

また、返却時に洗濯・クリーニングが不要なサービスも多く、手間をかけずにファッションを楽しめる点も人気の理由となっています。

トラブル事例と注意点

メリットも多いサービスですが、トラブルも起きています。トラブル事例と注意すべきポイントは次のとおりです。

■服の破損・汚損または紛失について

- ・ 不注意で服を破ってしまい、弁償金を請求された。
- ・ 服を紛失してしまい、弁償金を請求された。支払いたくない。

クリーニングや洗濯をせずに返却できるサービスが多いですが、汚損、破損の状態が著しい場合や紛失した場合は、弁償金の支払いを求められることがあります。

■解約について

- ・ インターネットで申し込んだ後、すぐに解約した。月額料金を請求されたが、クーリング・オフしたい。
- ・ 数か月継続コースで申込み、利用料金をまとめて支払った。途中で解約したのに返金に応じてくれない。
- ・ 解約の申込みをしたのに翌月以降も利用料金の請求が続く。事業者に問い合わせたところ、返却されていない服があると言われた。

- ・ インターネットで申込んだサービスは、通信販売に該当するため、クーリング・オフの対象外となり、原則、事業者が定めた利用規約等の解約条件に従うことになります。
- ・ 一般的に長期契約にすると月々の利用料金は安くなりますが、途中解約する場合は支払済みの料金は返金しないと利用規約等に記載されていることがあります。
- ・ 解約の申込みをするだけでなく、レンタル中の服すべてを返却して初めて解約が成立するとなっている場合がほとんどです。返却もれのないようにしましょう。



ここに気を付けよう（まとめ）

- ・ 事前にホームページなどでFAQ（よくある質問）や利用規約等をよく読んで、内容を理解してからサービスを利用しましょう。
- ・ 利用規約等で支払金額や支払方法だけでなく、服を破損・汚損・紛失した場合や解約条件についても必ず確認しましょう。
- ・ 利用規約等を読んでも不明な点は事業者に問い合わせてみましょう。
- ・ 疑問・不安に思ったら最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

困ったときには、まず相談

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155（相談専用電話）
お近くの消費生活センター 局番なし 188（消費者ホットライン）